

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成28年12月12日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人が本件転居費用を紛失したことと、請求人の病気との間には、深い因果関係が存在すると考える。また、請求人のような精神障害を持つものに、40万円近い大金を手渡すという手法を用いた処分庁にも問題があったのではないかと考える。

よって、この事案は、法80条が適用されるべきであり、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 4日	諮問
平成29年 8月 14日	審議（第12回第2部会）
平成29年 9月 5日	審議（第13回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準等についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、3号に「住宅扶助」をそれぞれ掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、2号において、生活扶助の範囲に「移送」を含むものと規定し、法14条は、困窮のた

め最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うことを定めるとともに、1号において、住宅扶助の範囲に「住居」を規定している。

(2) 保護基準による移送費及び家賃等についての定め

法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）においては、法11条1項各号に掲げられている各種の扶助ごとに基準が定められており、このうち、別表第1の生活扶助基準では、臨時的一般生活費である移送費について、「移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」（別表第1・第3章）と、また、別表第3の住宅扶助基準では、家賃、間代、地代等の額の基準額（別表第3・1。以下「基準額」という。）及び基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額（別表第3・2。以下「限度額」という。）とする旨が定められている。

(3) 局長通知及び課長通知等

ア 移送費について

地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7・2・(7)・ア・(㊦)によれば、移送費の範囲として、被保護者が転居する場合で、真にやむを得ないとき、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとされている。

イ 家賃及び敷金等について

局長通知第7・4・(1)・アによれば、保護基準別表第3の1（基準額）の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家又は借間であって家賃、間代等を必要とする場合等に認定するとされている。

また、同カによれば、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額のうち世帯人員別の住宅扶助の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、上記世帯人員別の住宅扶助の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に1.3（1人の場合）を乗じて得た額（以下「特別基準額」という。）以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

同じく地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7・問30・答によれば、上記局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」等に該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものとされている。

ところで、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、住宅扶助は、具体的には、日々の生活の場としての家屋の家賃、間代、地代等を保障するもの（問答集第7・3）で、生活保護でいう居住地とは、

「生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう」（問答集第2・(1)柱書）とされている。つまり、生活保護における住宅扶助の認定の対象となる住居とは、当該被保護者の日々の生活の場としての生活の本拠となっており、かつ、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいうものである。

(4) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、処分庁の職員の転宅指導に基づき、保護開始時に居住していた住居から本件アパートに転居するため、当該転居に必要な費用に係る保護申請（本件申請）を行い、処分庁は、本件申請に基づいて、平成28年12月1日に請求人が本件アパートに転居し、同アパートに居住するものとして、同年11月28日、本件転居費用（371,208円）を一時扶助費として支給することを決定したことが認められる。

しかしながら、同年12月8日、処分庁は、請求人からの電話連絡により、請求人が本件アパートに転居していないこと及び本件転居費用が不動産会社に支払われていないことを知り、さらに、同日、処分庁の職員が不動産会社に照会し、同日中に請求人から不動産会社に対して、敷金等及び前家賃の支払がない場合は、本件アパートに係る賃貸借契約は締結できなくなることを確

認したことが認められる。

そして、翌9日、請求人は、平成28年12月8日中に上記賃貸借契約が締結できなかったため、住む家がなくなり、福祉事務所において住居に係る相談をしていたことが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人からの報告及び本件アパートに係る賃貸借契約未成立の事実に基づき、請求人は本件アパートに転居しておらず、また、本件アパートは、請求人の日々の生活の場としての生活の本拠で居住事実の継続性・期待性がある住居であるとは認められないとして、本件アパートの敷金等、前家賃及び引越代を平成28年11月分の保護費から削除したことについて不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等の定めにも則ってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、本件転居費用を紛失したことと、請求人の病気との間には、深い因果関係が存在し、請求人のような精神障害を持つものに、40万円近い大金を手渡すという手法を用いた処分庁にも問題があるのであるから、本件は法80条が適用されるべき事案であり、本件処分は違法・不当である旨主張する。

しかしながら、本件処分は、上記2のとおり、請求人の本件アパートへの転居が認められず、また、本件アパートが請求人の居住期待性がある住居であるとも認められないことから、同費用を平成28年11月分の保護費から削除したものであり、請求人に現金を手渡したことに妥当を欠く点があったかどうかで、その判断が左右されるべきものではないから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、法80条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことが

できる。」との規定であるが、この規定は、本件に即していえば、本件処分に伴い、支給の法律上の根拠を失った過払い分の保護費相当額の金銭について、不当利得の法理により返還義務が発生するところ、保護の実施機関である処分庁の裁量により、当該義務を免除するかどうかという裁量判断を行うことについて、法律上の根拠を与えるものである。

そうすると、法80条を適用するか否かという判断は、本件処分の効力を前提とした次の段階の問題であって、法80条の規定が本件処分を行うことを妨げるものとはなりえないものであるから、本件処分の適否を審理判断する審査請求手続において取り上げるべき事柄とはいえない。

したがって、請求人の上記主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来